
令和4年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年2月10日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	14番	西田	悦子			
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見	野大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	佐藤	洋一
	山本	知司	上月	清
	保田	公範	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 西村 辰寿 上田 正人 西村 昭二 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 山寄 幸臣 | 10番 中田 典昭 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1号の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1号の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係長 尾崎 千穂
主事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村職務代理、上田推進委員、西村推進委員、竹内推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和4年度第11回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番山崎幸臣委員、10番中田典昭委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は16件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号26-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号26-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号26-1 朗読後、説明】

土地の所在地 三浦地内

登記地目：田 現況地目： 田

面積 875㎡

理由につきましては、申請地に隣接する農地の所有者である譲受人から譲渡人へ譲り受けた旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、主には育苗をされていますが、所有地や借受けしている農地でも水稻や野菜も栽培されています。今回譲り受けられる農地では育苗をされる予定です。

通作については、概ね2km程度であり問題ないと思われま

す。
農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人も50年以上農業の従事期間もありますし、他の世帯員も農業に専従されていますので、問題はないと思われま

す。
次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、308アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では育苗して利用するというので、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま

議長（会長）

この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員

14番、西田です。この件につきまして積雪がございますので現地確認はしていませんが農地パトロールをしました時に11月だったと思いますが現地を見ております。それと2月6日に双方に電話連絡ということで確認をさせていただきました。先ほどの事務局の説明のように育苗のためのハウスを建てたいご希望があるようでしてそういうことで双方が合意したので売買することになったとのこと。何ら問題はないと思っておりますのでよろしく

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号27-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号27-2について説明をします。 【議案第1号 受付番号27-2 朗読後、説明】 土地の所在地 井古地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,959㎡ 理由につきましては、譲渡人の●●さんと●●さんは申請地を相続で受けたのですが自ら耕作することができないので、親戚の譲受人へ譲り渡したい旨相談をされました。譲受人もご家族と話をされ、買い受けて耕作することで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の所有する農地で水稲や野菜を栽培されており、今回譲り受ける申請地では、引き続き水稲を栽培する予定です。申請地は自宅から40m程度であり、通作についても問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、本人は40年以上農業に従事されており、奥さんと息子さんも同様に農業に従事されていますので問題はないと思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、35アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稲を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長 (会長)	この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。
綾木委員	4番、綾木です。受付番号27-2について、事前調査の報告をいたします。2月6日に、譲渡人と譲受人の両者の代理人でありま

綾木委員	す行政書士へ聞き取り調査を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりですので特別報告することはございませんが、譲渡人本人は農業をされていなくて地域の担い手法人に依頼されて耕作されていたようです。今後も引き続き耕作をされるとのことですので、双方同意されておられますし、問題ないだろうと判断いたしましたので、報告いたします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号28-3について事務局は説明願います。
事務局	受付番号28-3について説明をします。 【議案第1号 受付番号28-3 朗読後、説明】 土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積：411㎡ 理由につきましては、譲渡人が耕作できないので、申請地の近くで耕作されている譲受人へ譲りたい旨相談をされ、譲受人が承諾されて売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有や借り入れた農地で水稻や野菜を栽培されており、この度譲り受けられる農地も育苗や野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から30m程度であり問題はないと思われま 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、12年以上農業に従事され、お母さんも農業に従事されていますので、問題はないと思われま 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、321アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では育苗や畑として利用する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま

事務局	す。
議長（会長）	この件につきましては、5番 小林孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
小林委員	はい。報告します。この件に関しまして2月2日に両名の方に直接お話を伺いました。譲渡人は直接でなく奥さんでしたけれども。体の調子が悪いとのことで。実情は労力不足です。お子さんもおられるのですが地元にはおられないということでもあります。それで譲受人をお願いしたと。譲受人は昨年度、他の件で名前が登場したと思いますが同じ用呂の村の高齢により作られなくなった田について譲受人に引き受けてもらっていると。用呂でいえば担い手的な存在で頑張っていた方です。両者とも納得ということで伺っております。何の問題もないと考えておりますし皆さんの審議をお願いしたいと思います。
議長（会長）	お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
今井委員	議案書の表記について ※事務局説明、内容省略
議長（会長）	その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
	続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。 受付番号5-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。 【議案第2号 受付番号5-1 朗読後、説明】 土地の所在地 稲荷字地内

事務局

登記地目：田 現況地目：田
面積 25㎡

土地の所在地 稲荷地内

登記地目：田 現況地目：田
面積 101㎡

場所、図面など資料については、議案書の3ページから6ページに付けています。

場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、稲荷集落の西に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。

転用理由につきましては、申請者の経営する事業所に隣接して資材置場と駐車場を整備したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、東郡家駅から東に300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、南側は道路、西側は雑種地、北側は田に囲まれており、隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で農業用水路に接続します。汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響ありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

なお、この件につきましては12月の委員会で農振除外の審議をいただいておりますことを報告します。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

綾木委員	<p>4番、綾木です。受付番号5-1について2月2日に申請人に聞き取り調査をしましたので報告します。本件は12月の委員会で農業振興地域整備計画からの除外を協議して頂いた農地です。申請内容について変更はないとのことですので問題ないだろうと判断しましたので報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>申請地の位置について ※綾木委員説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号19-1について事務局は説明をお願いします。</p> <p>受付番号19-1について説明します。 議案書の7ページをご覧ください。 【議案第3号 受付番号19-1 朗読後、説明】 土地の所在地：坂田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 345㎡ 所有権移転による事業所用の駐車場を目的とした転用です。 場所、図面など資料については、議案書の8ページから11ページに付けています。 場所については、議案書の8ページから9ページに図面を付けていますが、坂田集落の西に位置する第2種農地です。土地利用計画図は11ページに付けています。 転用理由につきましては、従業員のための駐車場を整備したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記</p>

事務局	<p>載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関融資証明書の写しにより確認しました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地の影響ですが、東側は自己所有の畑、西側は県道、南側、北側は宅地に隣接しており隣接地の同意は得られています。</p> <p>雨水は自然流下で農業用排水路へ放流します。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないため、影響ありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山根委員	<p>11番です。先ほど事務局から報告がありましたが譲受人はですね、申請地の上の法人の初代の社長さんです。転用の理由のとおりですね、法人社員等々の駐車場にするとということで間違いないと2月6日に電話にて確認させていただきました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>

議長（会長）

賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号20-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号20-2について説明します。
【議案第3号 受付番号20-2 朗読後、説明】
土地の所在地：池田地内
登記地目：畑 現況地目：畑
面積 36㎡
土地の所在地：池田地内
登記地目：畑 現況地目：畑
面積 349㎡
所有権移転による一般個人住宅を目的とした転用です。
場所、図面など資料については、議案書の12ページから17ページに付けています。
場所については、議案書の12ページから13ページに図面を付けていますが、池田集落内に位置する第2種農地です。土地利用計画図は15ページに付けています。
転用理由につきましては、実家のある集落に住宅を建築したいとのことでした。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。
資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写し及び融資証明書より確認をしました。
また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。
事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。
規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。
周辺農地への影響ですが、東側及び南側は町道、北側は里道、西側は畑及び宅地に隣接しており隣接地の同意は得られています。
雨水は自然流下で既設の道路側溝へ接続します。汚水は農業集落排水に接続します。
日照、通風についてですが、隣接農地と十分距離をとっている

事務局	<p>ため周辺農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上です。【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山寄委員	<p>9番、山寄です。受付番号20-2についての調査報告をいたします。2月1日に関係者双方に電話による聞き取り調査を行いました。その内容は先ほど事務局より説明があったとおりでございまして問題ないと考えますが皆様の審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。明治委員どうぞ。</p>
明治委員	<p>筆が二つありますよね。小さいほうの筆は何に使われる予定ですか。</p>
議長（会長）	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>私の方で説明させていただきます。土地利用計画図をみていただけたらと思います。ページの方は15ページを見ていただけたらと思います。少し写りが悪いかもしれませんが駐車場として利用ということで申請は出ております。以上です。</p>
明治委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号21-3について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号21-3について説明します。</p> <p>【議案第3号 受付番号21-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：石田百井地内</p>

事務局

登記地目：田 現況地目：畑

面積 980㎡

使用貸借による事業所用敷地を目的とした転用ですが、令和4年1月27日付け鳥取県東部農林事務所長通知に係る農地転用許可申請、追認案件です。

場所、図面など資料については、議案書の18ページから24ページに付けています。

場所については、議案書の18ページから19ページに図面を付けていますが、石田百井集落から東に位置する第1種農地です。土地利用計画図は21ページに付けています。

転用理由につきましては、借受人である法人が申請地を事業所用敷地として引き続き利用したいということ。また、既存の外国人技能実習生宿舎を住環境改善のため改築、同規模のものに建て替えたいとのことです。

本事案につきましては、令和4年2月10日開催の令和3年度第11回定例委員会において経過説明を行っております。県通知の内容は、本事案が農地法第5条の規定に違反している事実を確認。違反行為者を土地所有者と土地利用者である法人と認定したうえで、違反行為者に対し、厳重注意のうえ、原状回復を求めず、農地法第5条に基づく農地転用申請を行うよう求めるものであります。

本事案の概要は、本申請の貸付人である法人の取締役●●氏、違反転用発生時は代表取締役ですが、平成9年頃、申請地を含む分筆前の八頭町石田百井●●番地の埋立・整地工事を行い田を畑に転換、申請地に平成10年8月頃、倉庫を建築したこと。平成14年頃には、既存倉庫を宿舎へ改修、平成20年11月頃には新たに倉庫を建築したこと。平成10年8月頃の倉庫建築時、申請地を含む分筆前の八頭町石田百井●●番地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域でしたが、申請地は、平成14年に借受人からの申請により、宅地、分家住宅及び研修生受入宿舎とするため除外されたものの、農地法第5条に基づく農地転用申請がなされないまま現在に至っており、違法状態にあることです。転用申請を怠った理由であります。貸付人は、平成14年に行政手続きを知人に依頼しており、手続は完了しているとの認識であったとのことです。借受人である法人の代表取締役、●●氏は、令和2年11月に代表取締役に就任しましたが、就任以降同様の認識であったものです。無断転用判明の経緯は、令和3年8月、借受人に対し、申請地について近隣住民から農地転用許可の有無について問い合わせがあったことから、本委員会事務局に確認があり無断転用であることが判明したものです。判明後、借受人は、農地転

事務局

用許可申請を怠り、無断転用している事実を認め、深く反省し、本委員会の是正指導を受けている状況です。本委員会といたしましては、本申請の審議にあたり、県通知にある「農地転用許可における一般基準において周辺農業者の農地利用に悪影響が認められないこと等」に鑑み、また、各種調査、顛末書の内容から悪質性はないと認め、追認案件として本申請を議案として審議することが適当と判断したものです。なお、農地転用許可申請は、令和4年2月8日に受付しておりますが、次の理由により審査及び補正に時間を要したことを報告します。

・水利権者から「用水路への建物からの雨水及び水道の生活排水が放流されており用水施設の有する機能に支障の恐れがある」旨の意見書が提出されたことからその確認等に時間を要したこと。

・申請者が水利権者の求める対策の検討に合わせ、外国人技能実習生の住環境整備を目的とする宿舍の改築を計画したことから関係機関との調整に時間を要したことです。

引き続き、本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象農地になっている第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、西側は田、南側は町道及び農道、北側は畑となっており、隣接地の同意は得られています。

雨水は自然流下で敷地内の既設排水路を通じて農業用排水路へ接続します。水利権者の同意は得られています。汚水は農業集落排水に接続します。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。

最後に申請人から顛末書が提出されておりますので読み上げます。

まず貸付人からのものであります。

今般、後記土地、後ろに地番が書いてあるものであります。を従業員用宿舍等として農地転用申請をするにあたり、農振除外の手続きを行っていながら、農地転用許可申請を怠ったまま、今日に至るまで、無断使用していることをお詫び申し上げます。以下に、この顛末をご報告させていただきます。

私は平成9年頃に畑として耕作することを目的として本件土地

事務局

の埋立を行い、平成10年8月に自己所有及び集落の方の農機具置場として、農業用倉庫を建設しました。しかし、仕事が忙しくなり、農業に手が回らなくなった結果、当該農地の耕作をやめました。私が当時代表取締役を務めておりました●●は、今回の申請地と同じ集落内の八頭郡八頭町石田百井●●番地●●にて事業を営んでおります。平成14年頃、知人に依頼し、娘夫婦の住宅建築及び法人の外国人技能研修生宿舎を目的とした農振除外申請を行いました。娘夫婦の住宅建築の計画がなくなり、事業拡大のため農業用倉庫を工場に改修しました。平成20年11月頃に、住宅を建設しなかった分の土地が余っていたこともあり、違反転用であることを知らぬまま法人の倉庫を整備しました。平成21年4月頃、事業縮小に伴い工場を外国人技能実習生宿舎に改修しました。

この度、本件土地の農地転用許可の有無について、●●の代表取締役である●●が八頭町農業委員会事務局に確認したところ、手続きを怠っていたことが分かりました。私は、平成14年に行政手続きを知人に依頼しており、手続は完了していると認識していたため、農地転用許可がされていないことを存じておりませんでした。また、個人の生活と会社の経営を混同して事業運営を行っており、土地及び建物の貸借契約等の手続きを行っておりませんでした。今後は、八頭町農業委員会のご指導に従い、農地法を遵守し、違法行為を行わないことを確約しますので、寛大な処置をお願い申し上げます。

次に法人の代表取締役、●●氏からの顛末書を読み上げます。

今般、後記土地を従業員用宿舎等として利用するため、農地転用の許可申請をするにあたり、農振除外の手続きが行われていながら、農地転用許可申請を怠ったまま今日に至るまで、無断使用していることをお詫び申し上げます。以下に、この顛末をご報告させていただきます。

私が代表取締役を務めております●●は、昭和50年4月より、当集落内において衣料用繊維製品の製造を行っており、集落をはじめ、同町内の農家等の就業先として雇用の創出に貢献する等、地域に根差した経営を行っております。また、外国人の技能習得を積極的に推進するため、外国人技能実習生を継続的に受け入れているところであり、当該農地を外国人技能実習生の宿舎等として利用しております。この度、本件土地について近隣住民から農地転用許可の有無について問い合わせがあり、八頭町農業委員会事務局に確認したところ、当時の代表取締役が手続きを怠っていたことが分かりました。令和2年11月1日に代表取締役に就任しましたが、本件土地の埋立・整地工事について、農地転用

事務局

許可がされていないことを存じておりませんでした。適正な手続きが行われているものと思い込み、確認を怠ったことは、法人の代表である私の不徳の致すところでございます。今後は、八頭町農業委員会のご指導に従い、農地法を遵守し、違法行為を行わないことを確約しますので、寛大な処置をお願いしたく申し上げます。

以上です。

議長（会長）

この件につきましては、9番 山寄 幸臣委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山寄委員

はい。9番、山寄です。受付番号21-3についての調査報告をしたいと思いますが調査報告の前にですね。この案件は皆様ご承知のように令和3年10月の定例委員会だったと思いますがその時に経過説明の際に皆様にご審議、それからご協議ご指導ご鞭撻をいただいた案件であります。そして本日ようやく審議いただける状況になりましたがその間、会長さんにおかれましてはそれこそ議会への出席対応等ご心痛ご苦労をお掛け致しました。また、現地確認等再三行っていただきました各委員さんにも大変ご足労お掛けしました。また、事務局さんには各関係機関への対応等々大変お世話になったことを感謝とお礼をまずは申し上げたいと思います。それでは調査報告をさせていただきますが2月1日にですね。双方、貸付人と●●の代表取締役、●●さんにですね電話による聞き取り調査を行いました。その結果は先ほど事務局より報告がありましたとおりで問題ないこのように考えておりますので皆様の審議よろしくをお願いします。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。山根委員どうぞ。

山根委員

山根です。今回の5条申請ですけども私の思うところを述べさせていいたきたいと思います。始めに事務局から説明がありましたようにこの度の転用案件につきましては令和4年1月27日付けで鳥取県より八頭町農業委員会に対しまして農地行政の適正執行等について違反転用者に対する指導の徹底と再発防止が求められたものです。県がですねこの案件につきまして調査を行った結果、先ほど説明がありましたけれども違反者に対しまして嚴重注意がなされ原状回復を求めずに農地法の第5条に基づく農地転用申請の指導がなされたところであります。また、今回の申請にあたりまして地元水利組合から雨水及び水道水の排水の放流に支

- 山根委員 障がある旨の意見が出されておりますけれども農業委員会そして現状を把握するために利害関係者の双方から聞き取りをするなどして現地確認を昨年7月25日に行っています。私もその現地確認に同行致しました。令和4年2月8日の農地転用許可申請からまる一年経過するわけでありましてけれども事務局から詳しく説明がありました。申請者はこの間、委員会等や水利組合への対応、また、新たな改築計画が今回示されたということから今回の委員会では一定の判断ができる状況になったのではないかと考えております。私の意見ではありますけれども今回受理した申請に対しまして私は賛成したいという具合に考えております。その結果を鳥取県に送付することについて同意したいという具合に思います。最後にですね。農地パトロールの重要性を再認識して今後の農地行政の推進に努めていきたいと思っております。以上です。
- 議長（会長） その他ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （全員挙手）
- 議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。
- 議長（会長） 続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
- 事務局 議案書の25ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。八頭町長から令和5年1月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。今月は通常の利用権が、新規9件、更新16件で、合計25件です。面積は、田が67,666㎡（43筆）、畑が422㎡（1筆）、合計68,088㎡（44筆）です。また、中間管理事業分が、新規16件、更新134件、合計150件です。面積は田が459,673㎡（275筆）、畑が8,819㎡（9筆）で、合計468,492㎡（284筆）です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長（会長）	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号77-10を除く、68-1から92-25について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたら報告をお願いします。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号77-10を除く、68-1から92-25について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、受付番号77-10について審議を行います。</p> <p>これは小椋武委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により小椋委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（小椋委員退席）</p> <p>それでは受付番号77-10について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号77-10について申請どおり決定します。小椋委員は入室してください。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号203-1から352-150について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号203-1から352-150について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画案の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の117ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和5年1月31日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号271-1から457-187について説明します。 先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地468,492㎡(284筆)と、既に機構へ預けられている農用地98,473㎡(54筆)を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。 地域の担い手法人5社へ468,565㎡(273筆)、その他18名の個人耕作者へ98,400㎡(65筆)を配分するものです。以上です。
議長 (会長)	それでは審議を行います。整理番号271-1から457-187につきまして、審議を行います。 これらにつきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

議長（会長） 賛成多数と認めます。整理番号271-1から457-187につきまして、申請どおり決定します。以上で議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況について
●令和5年度農業委員会の開催予定について
●資料提供
・令和4年度各地域別米の生産数量実績について
●小原徹也八頭町議会議員から提出された文書について
●次回の農業委員会開催日時について
次回の農業委員会は3月10日（金）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。

終了（15時00分）